

令和8年5月28日

ほごしゃ みなさま  
保護者の皆様へ

忠岡町立東忠岡小学校  
校長 石本秀樹

『暴風警報』、『危険警報』または『特別警報』発令時の措置について

平素は、本校の教育活動にご理解とご支援をいただきありがとうございます。

さて、『暴風警報』、『危険警報』、『特別警報』発令時の措置についてお知らせいたします。

『暴風警報』、『危険警報』または『特別警報』発令の場合

- (1) 午前7時現在、『暴風警報』、『危険警報』または『特別警報』が発令されている場合、臨時休校とします。
- (2) 午前7時以降、登校時刻までに『暴風警報』、『危険警報』または『特別警報』が発令された場合、臨時休校とします。
- (3) 登校以降に『暴風警報』、『危険警報』または『特別警報』が発令された場合は、登校した児童については、安全確保に万全を期し、状況に応じて教育委員会と協議し適切に下校させます。
- (4) 警報解除後も、学校・通学路等の被害の状況によって、教育委員会と協議の上、臨時休業の延長、あるいは登校時間を遅らせる場合もあります。

以下の場合、平常通り授業を行います。

1.【大雨警報の場合】

『大雨警報』が発令されているが、『暴風警報』が発令されていない場合は、平常通り授業を行います。

※ひどい状況の場合、教育委員会と協議の上、適切な措置をとります。

※河川の水位により危険と判断される場合は、ご家庭でご判断ください。

2.【注意報の場合】

『強風注意報』、『大雨注意報』、その他いずれの注意報でも、平常通り授業を行います。

3. 午前7時までに『暴風警報』、『危険警報』、『特別警報』が解除された時は、平常通り授業を行います。

○臨時休校の場合、ミマモルメでもお知らせします。(未登録の方は、登録をお願いします。)

○『暴風警報』、『危険警報』、『特別警報』発令時の度にお知らせはしませんので、このプリントをご家庭で保管いただきますよう、お願いいたします。

○電話での学校へのお問合せは、ご遠慮ください。

留守家庭児童学級も学校と同じ措置をとります。